

卜部産業株式会社及び株式会社竹商の産業競争力強化法に基づく特定事業再編計画の認定について

農林水産省は、卜部産業株式会社及び株式会社竹商から提出された「特定事業再編計画」について平成 26 年 7 月 9 日付けで認定を行いました。

1. 特定事業再編計画の概要

卜部産業株式会社は、冷凍蒸し牡蠣部門を切り出し、完全子会社となる珠せいろマルト水産株式会社を設立し、その後、海外販売のノウハウを持つ株式会社竹商を引受先とする第三者割当増資を実施します。これにより、両者の持ち合わせる技術力、営業・サービス力等の統合効果を図り、今後海外での需要の拡大が見込まれる冷凍蒸し牡蠣の製造技術の向上と海外需要の開拓を目指します。

2. 特定事業再編計画の認定

卜部産業株式会社及び株式会社竹商から提出された「特定事業再編計画」について産業競争力強化法第 26 条第 4 項に基づき審査した結果、同法第 2 条第 12 項に規定する特定事業再編を実施する者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成 26 年 7 月 9 日付けで特定事業再編計画の認定を行いました。今回の認定により、当該計画に基づき行う登記及び不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置、並びに事業再編促進税制を受けることが可能となります。

(参考) 産業競争力強化法の概要

本法律は、収益力の飛躍的な向上に向けた事業再編や起業の促進などの産業の新陳代謝を進めることで、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

3. 特定事業再編計画の実施期間

開始時期：平成 26 年 7 月～終了時期：平成 36 年 6 月

4. 申請者の概要

名称：卜部産業株式会社
資本金：10,000,000 円
代表者：代表取締役 卜部 陽子
住所：広島県福山市新浜町一丁目 5 番 15 号

名称：株式会社竹商

資本金：10,000,000円

代表者：代表取締役 廖 麗香

住所：兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘四丁目2番3号

<添付資料>

- ・ (別添1) ト部産業株式会社等の特定事業再編計画のポイント
- ・ (別添2) 認定特定事業再編計画の内容の公表

お問い合わせ先

水産庁漁政部加工流通課

担当者：企画調査班 岡野、加藤

代表：03-3502-8111 (内線 6617)

ダイヤルイン：03-3591-5612

FAX：03-3508-1357

(産業競争力強化法について)

食料産業局新事業創出課

担当者：人材養成班 山崎、岩永

代表：03-3502-8111 (内線 4284)

ダイヤルイン：03-6744-2062

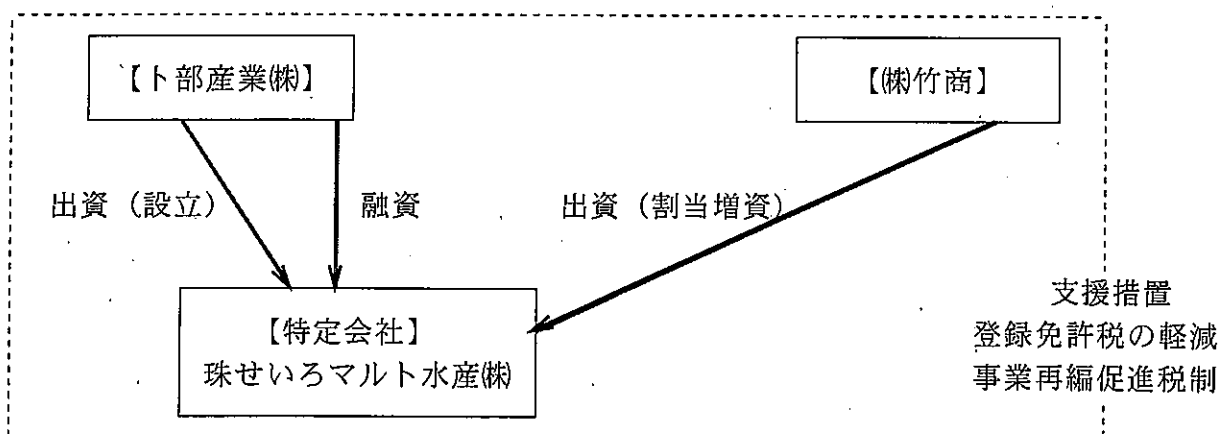
FAX：03-3502-5301

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>

ト部産業株式会社及び株式会社竹商の特定事業再編計画のポイント

ト部産業株式会社は、冷凍蒸し牡蠣部門を切り出し、完全子会社となる珠せいろマルト水産株式会社を設立し、その後、海外販売のノウハウを持つ株式会社竹商を引受先とする第三者割当増資を実施する。これにより、両者の持ち合わせる技術力、営業・サービス力等の統合効果を図り、今後海外での需要の拡大が見込まれる冷凍蒸し牡蠣の製造技術の向上と海外需要の開拓を目指す。



【生産性向上】

- ・修正ROAを18.2%向上させる

【財務内容の健全化】

- ・有利子負債／キャッシュフロー \leq 10倍
- ・経常収支比率100%以上

【前向きな取組】

- ・原材料・工程の改善や量産化対応等により、売上高の成長を実現していく。

【従業員の推移】

- ・12名(平成26年9月時点) → 30名(平成29年9月末 18名増)
(新規採用26名、出向受入4名、転籍受入3名)
- ・定年退職3名、解雇の予定はなし。

【計画期間】

- ・平成26年7月～平成36年6月

様式第二十七 (第18条関係)

認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成26年7月9日

2. 認定事業者名
ト部産業株式会社、株式会社竹商

3. 認定特定事業再編計画の目標

(1) 特定事業再編に係る事業の目標

ト部産業株式会社(以下「ト部産業」という。)と株式会社竹商(以下「竹商」という。)は、今後海外での需要の拡大が見込まれる冷凍蒸し牡蠣の製造・販売に対応すべく、珠せいろマルト水産株式会社(以下「珠せいろマルト」という。)を設立し、両社の連携を強化することに合意しました。

珠せいろマルトは、ト部産業が相生工場にて営む冷凍蒸し牡蠣製造部門の譲渡を受け、当該譲渡や運営資金等に係る融資の受入により製造体制を整えるとともに、竹商からの出資等を受け入れることで、竹商の持つ海外販売のノウハウ等を活用し、冷凍蒸し牡蠣の製造技術の向上と海外需要の開拓を図っていきます。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成28年度には平成25年度に比べて、修正ROAを18.2%ポイント向上させることを目標とします。

4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容

(1) 特定事業再編に係る事業の内容

- ①特定事業再編により行う事業
冷凍蒸し牡蠣の製造・販売

<組み合わせる経営資源の内容>

- ・ト部産業
蒸し牡蠣事業部門の切り出し
- ・竹商
珠せいろマルトへの金銭出資

牡蠣は欧州、北米、アジアと海外でも広く消費されています。輸出に適する冷凍品については、既に業務用を中心に国内で流通しているが、牡蠣の特性である水分の多さによる解凍後の品質低下、加工食品とする際の手間等の面で消費者や事業者のニーズに十分に答えていない面があります。

珠せいろマルトで製造する冷凍蒸し牡蠣製品は、低圧で蒸して凍結することにより、食中毒を起こす危険性の低い安全な牡蠣を、牡蠣本来の旨味・食感・外観等の低下を抑制しつつ、簡単な調理での提供が可能であります。こうした従来の冷凍品にない強みを生かし、海外市場への売り込み等により需要拡大を図るとともに、今後の市場拡大に応じて生産能力を増強していくことにより、当該特定事業再編計画による生産性

の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれます。また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではありません。

②組み合わせる経営資源を一体的に活用する方策

ト部産業が完全子会社となる珠せいろマルトを設立します。ト部産業の冷凍蒸し牡蠣製造部門を珠せいろマルトに譲渡します。運営に必要な資金については、ト部産業が珠せいろマルトに融資をします。その後、珠せいろマルトは竹商を引受先とする第三者割当増資を実施します。これにより、珠せいろマルトの出資比率をト部産業91%、竹商9%の合弁会社とすることで、両社が有する経営資源を組み合わせます。

(事業の構造の変更)

・完全子会社の設立

<親会社>

名称：ト部産業株式会社

住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号

代表者：代表取締役 ト部陽子

資本金：10,000,000円

<新設会社>

名称：珠せいろマルト水産株式会社

住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号

代表者：代表取締役 ト部 悟

資本金：5,000,000円

発行する株式を引き受ける者：ト部産業株式会社

設立予定日：平成26年7月25日

・珠せいろマルト水産株式会社の出資の受入れ

増資額：500,000円(全額を資本金へ組み入れ)

増資前の資本金：5,000,000円

増資後の資本金：5,500,000円

増資の方法：株式会社竹商に対する第三者割当増資

増資予定日：平成26年7月25日

(経営支援)

・ト部産業

同社が有する冷凍蒸し牡蠣製造部門を珠せいろマルトに譲渡するとともに、工程改善及び増産に向けての技術指導、冷凍蒸し牡蠣を使った新製品開発についても、役職員の派遣等も含めて積極的に経営支援を行います。さらに原材料である牡蠣の仕入れにおいて、安定的かつ低コストでの調達が可能となるよう、生産者との交渉を含め継続的な支援を実施します。

・竹商

同社が有する海外販売ネットワーク及び輸出業務に係るビジネスノウハウを提供します。また、牡蠣に関する海外の需給動向の情報等を事前に提供することにより、製品の海外販売等において的確な経営判断ができるよう支援します。

なお、産業競争力強化法の事業再編の実施に関する指針(以下、「実施指針」という。)、四イ(1)で定める事項を計画期間中実施します。

(新たな需要の相当程度の開拓)

珠せいろマルトは、ト部産業が相生工場にて営む冷凍蒸し牡蠣製造部門の譲渡を受け、当該譲渡や運営資金等に係る融資の受入により製造体制を整えるとともに、竹商からの出資等を受け入れることで、竹商の持つ海外販売のノウハウ等を活用し、冷凍蒸し牡蠣の製造技術の向上と海外需要の開拓を図っていきます。これにより、平成28年度までに当該冷凍蒸し牡蠣製品の売上高を同社の全売上高の90%を超えることを目標とします。また、こうした取組により平成28年度までに外国における売上高を伸ばすことで「実施方針」四イ(4)(ii)を満たします。

(2) 特定事業再編を行う場所の住所
広島県福山市新浜町一丁目5番15号
ト部産業株式会社 本社

兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘四丁目2番3号
株式会社竹商 本社

広島県福山市新浜町一丁目5番15号
珠せいろマルト水産株式会社 本社

兵庫県相生市相生字壺根513332
珠せいろマルト水産株式会社 相生工場

(3) 特定会社に関する事項

名称: 珠せいろマルト水産株式会社

ト部産業の完全子会社である同社が竹商からの出資を受け入れるため、法2条第12項第2号ニに該当します。

特定事業再編を実施するための措置を実施した後の出資比率:

ト部産業株式会社が発行済株式総数の91%を、株式会社竹商が9%を保有します。

(4) 特定事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 特定事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期:平成26年7月

終了時期:平成36年6月

6. 特定事業再編に伴う労務に関する事項

① 特定事業再編の開始時期の従業員数(平成26年6月時点)

ト部産業 55名

竹商 10名

② 特定事業再編の終了時期(生産性の向上の目標年度終了時点)の従業員数

ト部産業 58名

竹商 12名

珠せいろマルト 30名

③ 特定事業再編に充てる予定の従業員数

ト部産業 10名

竹商 3名
珠せいろマルト 30名

④ ③中、新規に採用される従業員数
26名

⑤ 特定事業再編に伴い出向または解雇される従業員数
出向予定人員数 4名
転籍予定人員数 3名
解雇予定人員数 なし

7. 特定事業再編に係る競争に関する事項

特定事業再編を実施しても、計画の対象となる事業の属する事業分野において、適正な競争は確保されます。

別表

特定事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>法第2条第12項第1号の要件</p> <p>二 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ</p>	<p>・完全子会社珠せいろマルト水産㈱の設立</p> <p>①親会社 名称：ト部産業㈱ 住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号 代表者：代表取締役 ト部 陽子 資本金：10,000,000円</p> <p>②新設会社 名称：珠せいろマルト水産㈱ 住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号 代表者：代表取締役 ト部 悟 設立時資本金：5,000,000円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者：ト部産業㈱</p> <p>④設立予定日：平成26年7月25日</p> <p>・珠せいろマルト水産㈱の出資の受入れ</p> <p>①出資者 名称：㈱竹商 住所：兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘四丁目2番3号 代表者：代表取締役 廖 麗香 資本金：10,000,000円</p> <p>②出資を受け入れる完全子会社 名称：珠せいろマルト水産㈱ 住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号 代表者：代表取締役 ト部 悟</p> <p>完全子会社であることについて 設立日以降の株主 名称：ト部産業㈱ 住所：広島県福山市新浜町一丁目5番15号 株主の有する株式の数：10株 発行済株式総数：10株 資本金の額：5,000,000円 発行済株式総数及び資本金の額については、設立日以降計画申請直前まで変動なし。</p> <p>③出資財産の内容 第三者割当増資。 ㈱竹商：金銭出資 500,000円</p> <p>④増加する資本金：500,000円</p> <p>⑤増資予定日：平成26年7月25日 なお、当該構造変更は、実施指針四イ(2)に規定するいずれにも該当するものでない。</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第4号(不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法(特定事業再編投資損失準備金)</p>
<p>法第2条第12項第2号の要件</p>		
<p>外国における相当程度の需要開拓</p>	<p>平成28年度までに当該蒸し牡蠣製品の売上高を同社の全売上高の90%を超えることを目標とするとともに、平成28年度までに外国における売上高を伸ばすことで「実施方針」四イ(4)(ii)を満たすこととする。</p>	